

(仮称) 八千代市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

1 条例制定の背景

国は、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等支援政策が進められています。令和5年度から6年度にかけて開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」では、地方において犯罪被害者等支援を充実させるためには、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村の果たすべき役割は大きいと提言されています。

千葉県では、令和3年度に「千葉県犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和4年3月には、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するため「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しているところです。

そのような近年の犯罪被害者等支援の流れを受け、本市においても被害者等に寄り添った支援を行い、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を目指すため、「(仮称) 八千代市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2 条例の目的

犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

3 用語の定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族などをいいます。

(3) 市民等

市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいいます。

(4) 事業者

市内で事業活動を行う者をいいます。

(5) 関係機関等

国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

(6) 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠

ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいいます。

(7) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいいます。

4 犯罪被害者等の支援に関する基本理念

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとします。
- (2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとします。
- (3) 犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとします。
- (4) 二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われるものとします。
- (5) 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとします。

5 責務及び体制

- (1) 基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。

(2) 市民等の責務

- ① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。
- ② 市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

- ① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。
- ② 市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

(4) 総合的支援体制の整備

関係機関等と連携及び協力し、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとします。

6 支援の主な内容

(1) 相談及び情報の提供等

① 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うものとします。

② 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

(2) 見舞金の支給

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、見舞金を支給するものとします。

(3) 安全の確保

犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を行うものとします。

(4) 日常生活等の支援

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うこととします。

(5) 居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

(6) 雇用の安定

犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、二次的被害を防止するため、必要な支援を行うものとします。

(7) 精神的な被害の回復の支援

犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた影響から回復することができるよう、必要な支援を行うものとします。

7 その他の内容

(1) 本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援

本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けた場合であって、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあったときは、必要な情報の提供を行うものとします。

(2) 市民等及び事業者の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、必要な施策を行うものとします。

(3) 人材の育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を行うものとします。

(4) 民間支援団体への協力

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るために必要な協力を行うものとします。

(5) 支援を行わないことができる場合

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができます。

(6) 意見等の反映

犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

8 スケジュール

- ・令和7年11月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和8年 2月 令和8年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和8年 4月 条例施行